

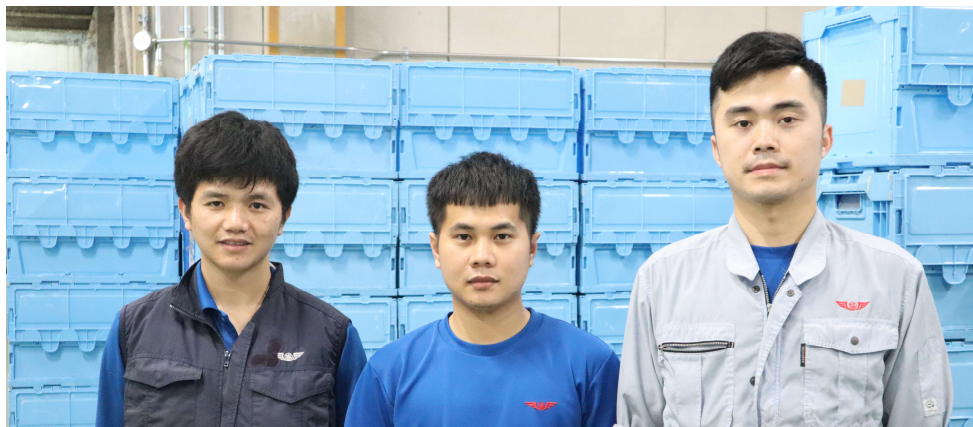
丸協にゅーす

- 丸協トピック
丸協運輸で活躍中 技能実習生のご紹介
- 今、知っておきたい物流topics
『国土交通省、公正取引委員会、厚生労働省が
荷主対策に取り組む』

丸協トピック 丸協で活躍中 技能実習生のご紹介



2022.7 丸協にゆーす



左から、トゥンさん、ナムさん、ズンさん

関西LCで活躍するベトナム人技能実習生3名を紹介いたします。

1. 丸協運輸での仕事はどのようなですか？
2. 一緒に働く仲間自慢
3. 日本に来てベトナムと違って驚いたこと
4. 趣味、特技

【トゥンさん】

1. 仕事はとても楽しいです。皆とても熱心です。
3. 日本はとても静かです。ベトナムよりも交通の便が整っています。
4. サッカーをすることと歌を歌うこと。

【ナムさん】

1. 仕事は少し大変ですが、楽しいです。
2. 皆親しくて、色々と教えてくれます。
3. 日本の交通のほうが安全です。
4. 歌を歌うことです。

【ズンさん】

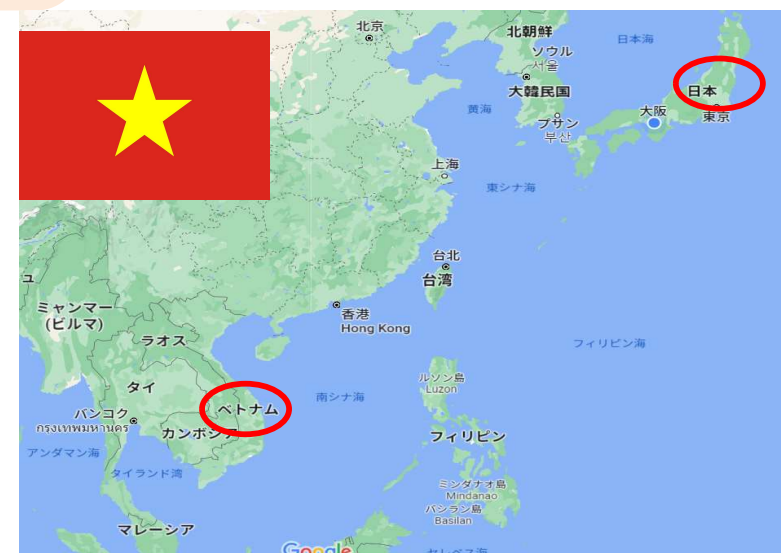
1. 仕事は楽しいです。大変なことも慣れてきました。
2. 皆、仲良く働いています。
3. 最初は日本料理が食べられませんでした。今は大丈夫です。
4. スポーツするのが大好きです。

ベトナムってどんな国？

日本からベトナムは約3600km離れており、飛行機で約6時間くらいです。
時差は2時間あり、ベトナムは日本より2時間遅れていることになります。
ベトナムの通貨はドン (Dong/VND)。ベトナムグルメは日本でもポピュラーな「フォー」「ゴイクオン (生春巻き)」「バインミー」「ベトナムコーヒー」など美味しいものがたくさんあります。

ベトナム語 ～挨拶フレーズ～

- ・おはよう／こんにちは／こんばんは → 「シンチャオ」 **Xin chào !**
- ・ありがとう → 「カムオン」 **Cám ơn**
- ・おいしいです → 「ゴオン クア」 **Ngon quá!**



技能実習生の受け入れのお手伝いを頂いております
東西商工協同組合様にもお話を伺いました。

1. 東西商工様からみて、丸協運輸という会社はどんな会社ですか？
2. 丸協運輸で働く3名はどうでしょうか？

【東西商工・舒宗海さん】

1. 丸協運輸様は物流事業を通して地域社会に貢献されています。また日本国内のみならず、国際支援事業の一環としてベトナム籍の技能実習生を受け入れ、発展途中国に対して、日本の先進的な物流ノウハウや技術移転にも積極的に取り組みをされています。技能実習制度に理解が深く、現場をはじめ実習生達に親切に接して下さり指導員の方々もいつも熱心に実習生達に向かい合って下さっています。

2. たくさんの技術を習得することができました。生活態度においては常に礼儀正しく、技能実習はもちろん、何事にも熱心に取り組む姿勢が素晴らしく、現場に溶け込み、会社を通じて陰ながら日本の社会生活を支えてきました。

【東西商工・ドアン ティ ズエップ アインさん】

1. 雰囲気は温かくて、従業員・責任者の方々が親切で、外国人技能実習生に対し、仕事面・生活面においてしっかり指導・サポートして頂いています。弊組合にとって素晴らしいお客様です。

2. 会社からの素晴らしいご指導、ご対応のお陰で、実習生達全員は順調に仕事を真面目に頑張ることができ、生活面でも充実した毎日を過ごしています。それゆえ、丸協運輸(株)様の実習生達はとても素直で良い実習生だと思います。

国土交通省、公正取引委員会、厚生労働省が荷主対策に取り組む

「荷主対策」とは、荷主によるトラック運送事業者の法令違反を起こさせる行為や、荷主という強い立場を利用しての不適正な取引をやめさせるためのものです。

本来、運送事業者が荷主に対して直接申し入れ、交渉すべきとも言えるのですが、力関係もあってなかなか難しいという場面が多く、上記省庁も活動を強化しています。2024年問題、燃料費の高騰、価格転嫁の遅れなど、トラック運送事業者の経営を圧迫する事象が続いています。困っている事態があれば、活用できないか調べてみてください。

荷物の引渡しが遅くなったけど、
今からでも絶対に間に合わせてね!!

高運賃じゃないと間に合わないけど...

【国土交通省】

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について（“目安箱”）

<https://www.mlit.go.jp/jidoshu/yusou-jittai/index.html>

【公正取引委員会】

2021年10月以降の調査から641者に注意喚起、19者に立ち入り調査

【厚生労働省】

ドライバー長時間労働の原因となる発着荷主に対し、改善を働きかける

国交省ではホームページ上に“目安箱”を設置し、匿名で改善を訴えられるようにしています。寄せられた情報を精査し、必要であれば本省が直接、荷主に連絡を取り、改善への働きかけ・要請を行います。燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージや運賃交渉に応じない荷主に関する相談窓口も全国64カ所に設けられています。

公正取引委員会では「重点立入業種」に道路貨物運送業を指定し、監視を強めています。「荷主」はトラック運送事業者である可能性もあります。長時間の待機料を払わなかった、不当な料金の据え置きなどが起こっています。

厚労省においては、ドライバーの時短を進めるため労働基準監督署が改善を働きかける制度を作ることとしています。